年間保存しなければなりませ

領収書は確定申告期限から5

基に

「医療費控除の明細書」

た分がある場合は、

領収書を

平成30年11月と12月に受診し でに受診した分となります。

を作成し、

申告書に添付する

必要があります。

この場合、

冬の高齢者支援制度のご案内

を行なっています ください て生活を送ることができるよう 町民の皆さんが冬でも安心し 町では次のような支援制度 ぜひご利用

☑高齢者世帯等雪下ろし費支給 事業

たり1万5千円を上限として またはこれに準ずる世帯 屋根の雪下ろし1回当

●条件 給します 帯に対して、 歳以上の高齢者のみの世帯、 条件 町民税非課税世帯で65 自力で雪下ろしができない世 雪下ろし費用を支

健康福祉課福祉係 【問い合わせ】

対して除雪支援を行 ✓高齢者世帯等雪はき支援事業 条件 歳以上の高齢者のみの世帯、 自力で除雪ができない世帯に 度3回以内 町民税非課税世帯で います。 65

活道路に出るまでの います

から生

●内容 またはこれに準ずる世帯

86 | 0 1 住居の出入り口

■児童生徒就学援助制度の

お知らせ

町では、

小 •

中学校に通学す

など、 ●対象 《平成31年度分の申請について》 る制度を設けて るお子さんの学用品費や給食費 ※審査の結果、 の保護者 困難と認められる児童生徒 就学費用の一部を援助す 経済的理由により就学 適用にならな います

●提出書類 場合があります 中の世帯の収入(各種手当 申請書及び平成30

●提出先 ●提出期限 の写し 年金等を含む) 中学校(未就学児は入学予 $\widehat{\pm}$ 期限厳守 現在通学して 平成31年 がわかる書類 いる小 月 31

日

各学校または教育委員会学校教 【問い合わせ】 ※詳しくはお問い合せくださ

定の小学校)

平成31年度の 放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集します

3 平成30年1月~平成30年1月)の医療費の総額 の年10月)の医療費の総額

ため、

医療費控除の手続きに

医療費通知」

は、

確定申告に

必要な要件を満たして

な

①医療を受けた方

の氏名、

医療

必要があります。

ハガキで通知している

自身で額を訂正していただく

関への支払いが完了していな 等を後日受けた場合・医療機

い場合等)。

この場合は、

機関の名称、

受診年月

●記載内容

人を省略できるようになります ことで、「医療費の明細書」の記 のお知らせ」を送付します。 できる「国民健康保険の医療費

これを確定申告書に添付する

除(確定申告) れている方を対象に、

の手続きに利用

例…高額療養費などの払い

戻

しを受けた場合・医療費助成

額が異なる場合があります

医療費控

白鷹町国民健康保険に加入さ

記載されている「支払った医

療費の額」と実際に支払った

確定申告に利用できる

国民健康保険の医療費の

お知らせ」

に

つい

7

●受付期間 平成31年1月9日(水)~2月8日(金)

●注意点

告のときの医療費控

保のもとの年

●発送時期

平成31年1

宛に郵送

は利用できません。

になる金額です

支払った額←平成30年分の申10月)に医療機関の窓口等で

記載内容は、

平成30年10月ま

☎85−6130 町民課国保医療係

【問い合わせ】

- 小学1年生~6年生で保護者等が就労などにより日中家庭にいない児童(平成31年度 に入学する児童を含む)
- ●利用料(おやつ代を含む)1~3年生:月額7.000円/4~6年生:月額6.000円 ※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。 ※利用料の軽減制度があります(要保護・準要保護世帯及び兄弟で利用している世帯が対象)。 ※申し込みや詳細は、各児童クラブに直接ご連絡ください。

-					
	施設名	蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼル イン しらたか	東根児童クラブ ふれあいっ子
	設置場所	蚕桑地区コミュニティセンター内	白鷹町子育て支援セ ンター内	愛真こども園	ふれあいの里敷地内
盽	3込電話番号	2 87-1188	2 87-0084	2 85-3160	2 85-2200
開	月~金曜日	正午~午後7時	午前11時~午後7時	午前11時~午後7時	正午~午後7時
所	土曜日	午前7時~午後7時	午前7時~午後7時	午前7時~午後7時	午前7時30分~午後7時
問	1 1 1 1 1 1 1	午前7時~午後7時	午前7時~午後7時	午前7時~午後7時	午前7時30分~午後7時
	休所日	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、年末年始	第1土曜日を除く土 曜日、日曜日、お盆、 年末年始

【問い合わせ】健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

障がいを理由とする差別の解消に向けて

一障がいや障がい者についての理解を深め、「共にこのまちで輝く」

山形県では、障がいのある人への差別をなく していくことと、障がいのある人とない人とを 区別せず互いに人格と個性を尊重し合いながら 生きることができる社会を目指しています。

《障がいを理由とする差別の例》

- お店に入ろうとしたら、車いすを利用してい ることが理由で断られた。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障が いがあることを理由に入会を断られた。

この事例は、障がいのある人が障がいのない 人と違う扱いを受けているので、「不当な差別 的取扱い」であると考えられます。(ただし、 ほかに方法がない場合などは「不当な差別的取 扱い」にならないこともあります。)

災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がい ると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声 でしか伝えられなかった。

このように、聴覚障がいのある人に声だけで

話す、また知的障がいのある人にわかりやすく 説明しないことは、障がいのない人にはきちん と情報を伝えているのに、障がいのある人には 情報を伝えないことになります。

障がいのある人が困っているときに、その人 の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に 伝えて行なってもらうことが合理的配慮であ り、役所や会社・お店などが、障がいのある人 に「合理的配慮をしない」ことも差別となる場 合があります。

※障がいなどについて正しい知識と理解を持 ち、合理的理由のない差別の解消を図るため、 山形県では「心のバリアフリー推進員養成研 修会」を開催しています。詳しくは、下記担 当へお問い合わせください。

【相談・問い合わせ】

健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

告まで大切に保管しましょうお知らせが届いたら、確定申

(9) 広報しらたか 2018.12